

法律名：内航海運業法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 自家用船舶の使用廃止届出
- ② 手続根拠 : 内航海運業法第25条の4第2項
内航海運業法施行規則第18条第4項
- ③ 手続対象者 : 自家用船舶の使用の届出をした者
- ④ 提出時期 : 自家用船舶を内航運送の用に供しないこととなった日から30日以内
- ⑤ 提出方法 : 自家用船舶使用廃止届出書を作成し、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。
- ⑧ 届出書様式 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

① 提出先 :

北海道運輸局海事振興部貨物・港運課	011-290-1013 (直通)
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512 (直通)
関東運輸局海事振興部貨物課	045-211-7272 (直通)
北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156 (直通)
中部運輸局海事振興部貨物・港運課	052-952-8014 (直通)
近畿運輸局海事振興部貨物・港運課	06-6949-6417 (直通)
神戸運輸監理部海事振興部貨物・港運課	078-321-3147 (直通)
中国運輸局海事振興部貨物・港運課	082-228-3690 (直通)
四国運輸局海事振興部貨物・港運課	087-802-6808 (直通)
九州運輸局海事振興部貨物課	092-472-3156 (直通)
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836 (直通)

- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 提出先にお問い合わせください。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : なし
- ② 標準処理期間 : なし
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)